

寄付金の税制上の優遇措置について

公益財団法人世界こども財団への寄付金・賛助会費は、所得税・法人税などの税制上の優遇措置があります。

・個人の寄付・賛助会費について

当財団へのご寄付・賛助会費は、公益認定日である 2015 年 5 月 12 日以降、所得税の寄付金控除として「所得控除」を受けることができます。また、2015 年 7 月 10 日以降のご寄付については、「税額控除」または「所得控除」いずれか有利な方式を選択し、寄付金控除を受けることができるようになりました。年間寄付金額や所得税率によって異なりますが、一般的には「税額控除」を選択するほうが、所得税額が少なくなります。

【寄付金控除（所得控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額}^{※1} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}^{※2} = \text{控除額}$$

※1 年間所得金額の 40%が限度となります。

※2 所得税率は年間の所得金額によって異なります。

・【寄付金控除（税額控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額}^{※1} - 2,000 \text{ 円}^{※2}) \times 40\% = \text{税額控除額}^{※3}$$

※1 年間所得金額の 40%に相当する額が限度額となります。

※2 他の寄付金控除（所得控除）の適用額がある場合には、2,000 円からその寄付金の合計額を控除した残額になります。

※3 控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

必要な手続き

いずれの控除の場合も確定申告が必要です。当財団が発行する領収書を添付して税務署に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」もあわせて添付をお願い致します。

※「税額控除に係る証明書」は、領収書に同封させていただいております

※ 勤務先などで実施される年末調整では寄付金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

・法人の寄付について

当財団は特定公益増進法人に該当します。当法人に対する寄付金は、その寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

【特定公益増進法人への寄付金の損金算入限度額の計算】

$$(\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2$$

必要な手続き

確定申告書に寄付金の損金算入に関する明細書を添付するとともに、領収書を貴社において保存する必要があります。

限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署や税理士にご確認ください。

【公印・契印（省略）】

府益担第333号
令和7年6月19日

公益財団法人世界こども財団
代表者 土屋 恵三郎 殿

内閣総理大臣
石破 茂

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和7年7月9日 から 令和12年7月8日 まで